

豊川市市長交際費支出基準

1（趣 旨）

この基準は、市長交際費の適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2（支出の目的）

市長交際費は、市政の円滑な運営を図ることを目的に外部の団体等により開催される会議などへ市長及び市長が指名するものが出席する場合、並びに交際上市長が特に必要と認める場合に支出することができるものとする。

3（支出区分及び支出基準等）

市長交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限に努めるものとし、関係法令及び支出基準に従い執行するものとする。

支出基準

支出区分	支 出 内 容	支出基準
会 費	団体等への会議、意見交換会、祝賀会等への出席に係る支出	会費等に定められた額または実費相当額
弔 慰	葬儀及び法要における香料、淋見舞、弔電に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲内の額
お祝い	市内高等学校卒業式、敬老会等における祝電に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲内の額
見舞い	病気、事故、災害等へのお見舞い等に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲内の額
その他	上記以外のもので支出の目的に照らし合わせ、特に市長が必要と認める支出	社会通念上妥当と認められる範囲内の額

4（適 用）

本基準は、平成19年4月1日から適用する。

支出基準に関する内規

- ※ 1. 会費における実費相当額・・・金額の明示のないものは原則として 1 万円以内とする。
- ※ 2. 香料に係る支出・・・公職者等に対する香料等に関する支出基準による。
- ※ 3. 見舞いに係る支出・・・原則 1 万円以内とする。ただし、法人、団体等に対する支出はその都度協議する。
- ※ 4. その他に係る支出・・・全国大会、国際大会に相当する大会へ出場する場合の激励金で支出は原則一人 5 千円以内とし、団体の場合は 5 万円を限度とする。ただし、教育振興基金に基づく激励金以外のものとする。また、市政の円滑な運営上、市長が必要と認める支出については、その都度協議する。

豊川市市長交際費の支出に関する公開基準

1（趣 旨）

市長交際費の支出に関する情報を公開することにより、市政に対する市民の理解と信頼をさらに深めるため、市長交際費の支出に関する公開基準を定めるものとする。

2（公開基準）

市長交際費の支出に関する情報の公開内容については、次のとおりとする。

区 分	取 扱 い
支出年月日	公 開
支出金額	公 開
支出項目（会費、弔慰、見舞い、その他）	公 開
支出理由	公 開

3（適 用）

本基準は、市長交際費をホームページ上に公開した日から適用する。

※平成20年4月分の交際費から公開